

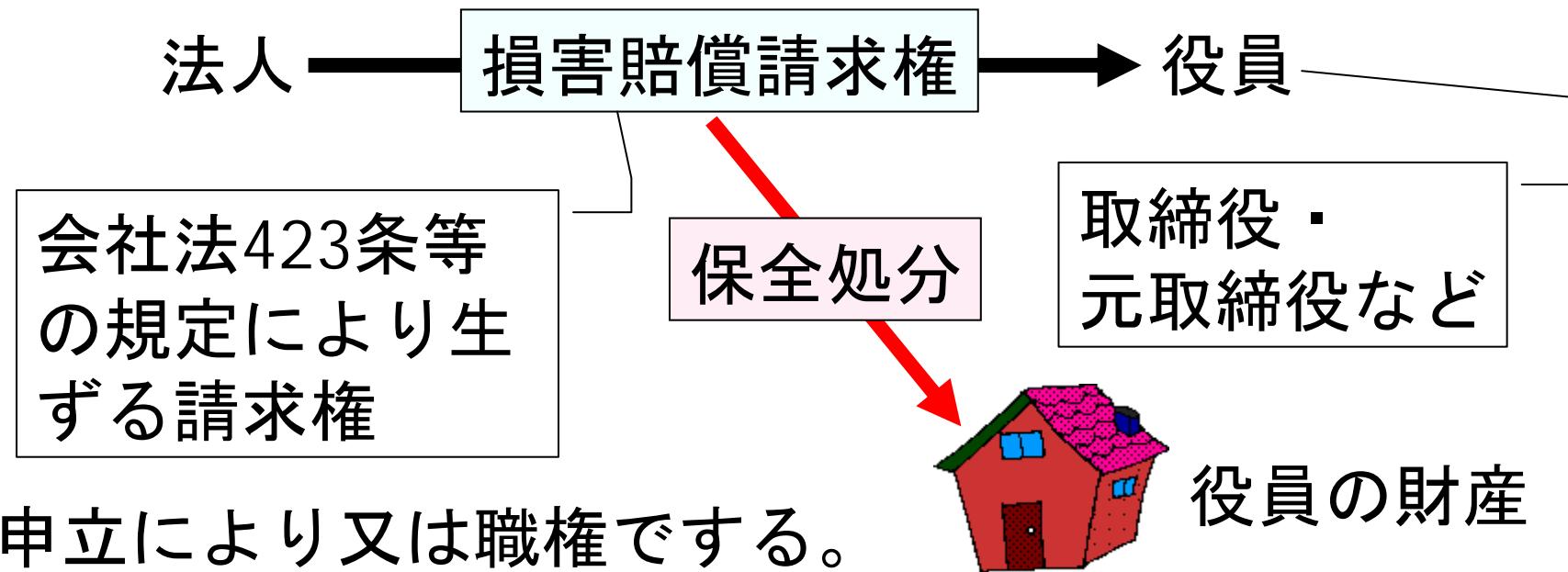
2012年度  
民事再生法講義  
10

関西大学法学部教授  
栗田 隆

## 第6章 再生債務者の財産の調査及び確保（2）

1. 法人の役員等の責任の追及
2. 担保権の消滅

# 法人の役員の財産に対する保全処分

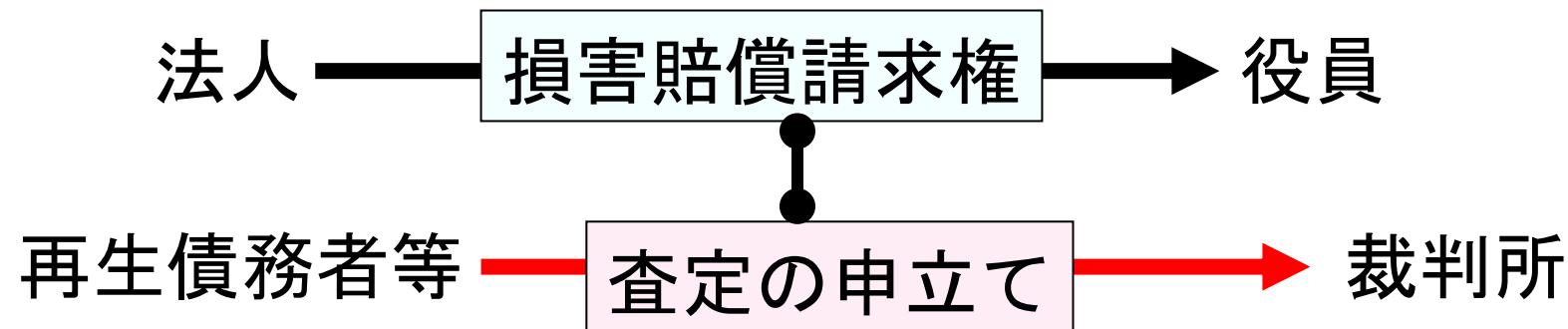


申立により又は職権です。

申立権者

- 開始決定後=管財人（再生債権者）、再生債務者。
- 開始決定前=保全管理人（再生債権者）、再生債務者。

# 損害賠償請求権の査定の申立て等（143条）



申立てにより又は職権で査定の裁判をする。

申立権者

- 管財人が選任されているときは、管財人
- 管財人が選任されていないときは、
  - ◆ 再生債務者（会社法386条・408条の類推適用により監査役等が代表する）又は
  - ◆ 再生債権者

## 職権開始の場合

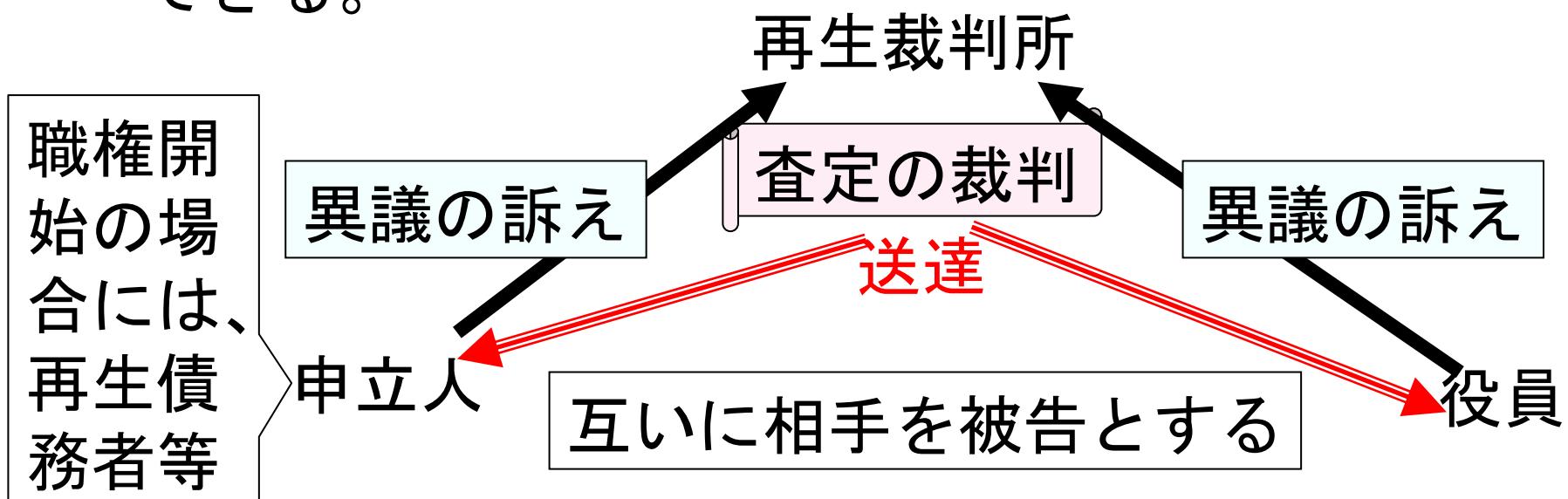
---

- 査定手続開始決定をする。
- 開始決定には、裁判上の請求と同じ時効中断効がある。

# 査定に関する裁判（144条）と 査定の裁判に対する異議の訴え（145条）

査定の裁判 異議の訴えにより不服を申し立てる  
ことができる。

申立てを棄却する裁判 不服申立ては許されない。  
通常訴訟により損害賠償を請求する  
ことができる。



# 異議の訴えの審理・裁判の特則（146条）

---

- 異議の訴えの附帯提起が許される（民訴293条の類推適用）。
- 判決の合一確定を確保するために、
  1. 口頭弁論は、提訴期間経過後に開始する
  2. 併合審理
  3. 必要的共同訴訟（民訴40条1項－3項の準用）
- 裁判　　査定の裁判の認可、変更、又は取消し
- 判決の効力　　認可判決は、給付文言（査定文言）を含んでいないが、給付判決と同一の効力を有する（執行文で給付金額を明示する）。変更判決は、形成判決とみる余地があるが、給付判決の効力が認められている。

## 査定の裁判の効力（147条）

---

- 適法に異議の訴えが提起されることができなかった場合には、給付を命ずる確定判決と同一の効力を有する。
- 適法に異議の訴えが提起された場合には、上記の効力は生じない（異議手続で認可された場合でも、判決が債務名義となる）。

# 査定決定と否認請求の認容決定

	査定決定	否認請求の認容決定
主文例	賠償請求権を1億円と査定する	相手方は申立人に1億円支払え
債務名義になるもの	異議の訴え不提起の場合	決定（147条）
	認可判決の場合	判決（146条4項）
	変更判決の場合	判決（146条4項）

# 役員責任追及のための株主の代表訴訟 との関係

---

- 管理命令が発せられていない場合 すでに開始されている代表訴訟は原則として影響を受けない。代表訴訟が提起されている場合でも、会社は査定申立てをすることができ、申立てがなされた場合には、原則として査定手続が優先する。
- 管理命令が発せられた場合
  - A) 管財人に権限を集中させるべきであり、管財人が責任追及しない場合であっても株主は代表訴訟を提起できないとする見解
  - B) 再生手続の開始は株主の権利に影響を与えないとの考えのもとに、株主は会社法の規定に従い代表訴訟を提起することができるとする見解

## 担保権消滅の許可等（148条）

債権者 ————— 債権 —————> 誰でも

担保権



再生債務者  
の財産

再生債務者の事業の継続に  
欠くことのできない財産

担保権消滅請求

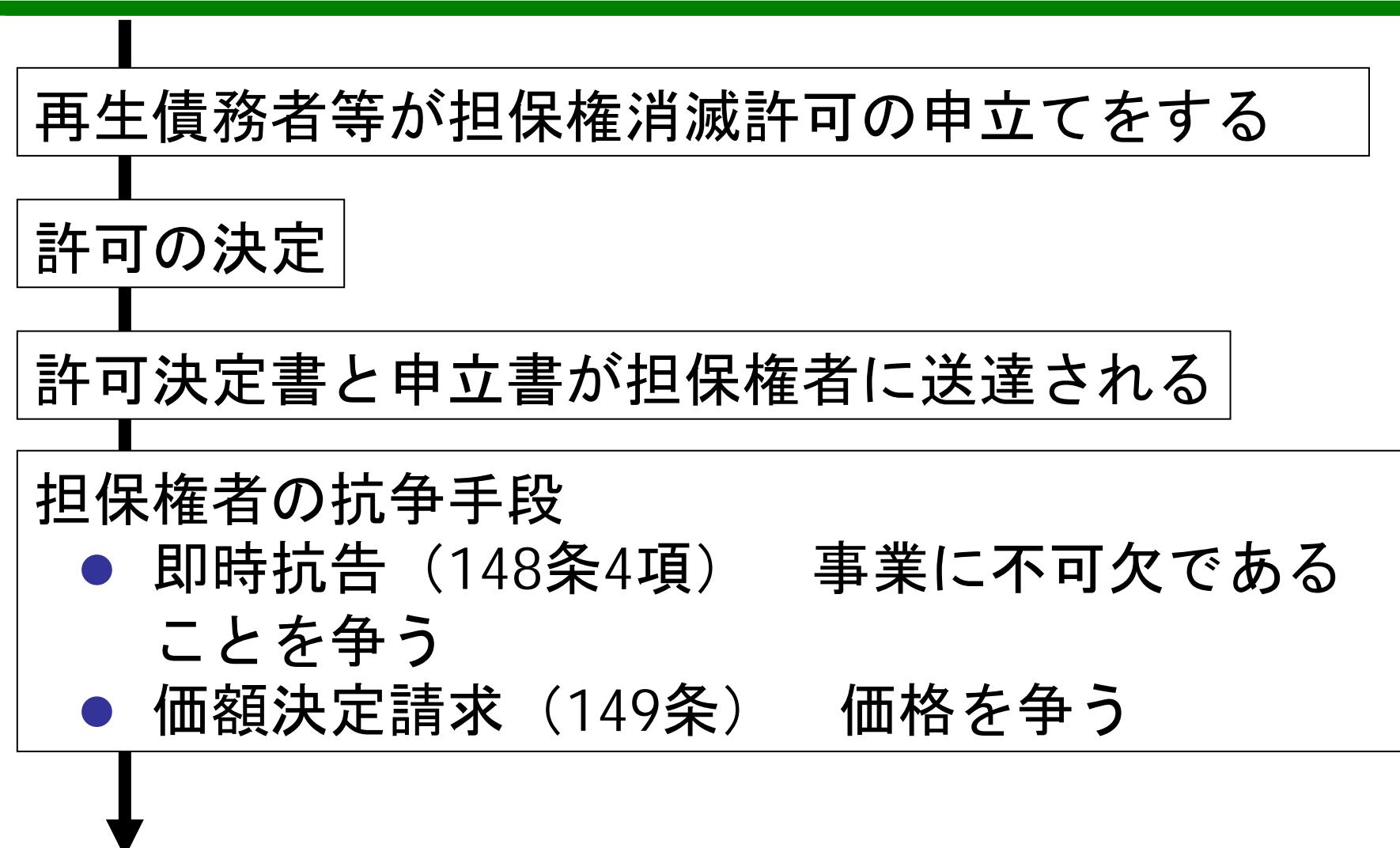
- 任意売却のための担保権消滅請求は許されない。
- 事業譲渡の場合でもよい。

# 消滅請求権の法的性質

---

- 形成権説 担保権の目的財産の価額相当の金銭の納付を条件に担保権を消滅させる形成権である。
- 介入権説 担保権の目的財産の評価額により換価を強制して自ら買い受ける権利（自己競落権）である。
- ✓ 実体法上の類似の制度 抵当権消滅請求（民法379条）、留置権消滅請求（同301条）、

# 価額決定の請求（149条）



# 財産の価額の決定

---

- 再生裁判所は、評価人を選任し、財産の評価を命ずる。
- 再生裁判所は、評価人の評価に基づき、決定で、財産の価額を定める
- 評価基準（規則79条1項） 処分価格をもつて評価する
  1. 民事執行法の売却基準価額の算定のための評価とは異なる（民執58条2項後段に注意）
  2. 買受希望者が現在する場合に、その買受申出額は参考にされるが、それに拘束されない

# 費用の負担（151条）

---

- 用語
  - 1. 申出額 148条2項2号の価額（149条1項）
  - 2. 申出超過額＝裁判所が定めた価額－申出額
- 裁判所が定めた価額>申出額
  - 1. 再生債務者の負担
  - 2. ただし、費用額>申出超過額のときは、  
申出超過額のみを再生債務者が負担し、その  
余は価額決定請求者が負担する。
- 裁判所が定めた価額≤申出額  
価額決定請求者の負担

# 価額に相当する金銭の納付等（152条）

---

- 価額の確定
  - 1. 申出額 価額決定の必要がないとき
  - 2. 決定額 価額決定請求に基づく価額決定が確定したとき
- 再生債務者等は、確定した価額に相当する金銭を裁判所の定める期限までに裁判所に納付する。
- 納付の時に担保権は消滅する（配当等を受けていなくても消滅する）。

## 消滅する担保権の範囲

---

- 53条1所定の担保権であること 担保権でない権利が申立書に記載されても、それには消滅の効果は及ばず、通常訴訟により争うことができる（抹消された登記の回復を請求できる）。
- 再生手続開始前に存在していること
- 申立書に記載されていること 記載されていない担保権者の手続権を保障するためである。再生債務者は記載漏れのリスクを負う。

## 配当等の実施

---

- 複数担保権者による取合いの関係が生ずる場合には、配当表に基づく配当
- その他の場合には、弁済金交付

# 再生手続開始後に設定された担保権

---

1番抵当権	12億円
2番抵当権	20億円
再生手続開始	 市場価格10億円
担保権消滅請求に使うことができる手元資金	2億円
<u>3番抵当権を設定して新規借入れ</u>	8億円
消滅請求をしても消滅しない	